

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.40

はじめに

本号では、アフリカの重要な市場であるケニア、ナイジェリア、南アフリカおよびスーダンにおける最近の知的財産事情について述べる

ケニア — 模倣品取締

昨今のケニアにおいては模倣品取締がかなりの注目を集めている。その一例として、南アフリカの新聞「Business Day」が最近掲載した記事が挙げられる。この記事には「ケニアで自社ブランドを模倣品から守るには」(*Protecting your brand against counterfeiters in Kenya*) という見出しが付されている。

この記事は、ケニアはサブサハラ・アフリカで最も急速な成長を見せている国の一つであると説明した上で、ケニアの経済見通しが有望なために多国籍企業が同国の市場に参入しようと躍起になっていると述べている。しかし、著名なブランドが参入すれば、それに続いて模倣品が出回ることになる。幸いなことにケニア当局は模倣品の問題を十分に認識している。ケニアの指導者であるウフル・ケニヤッタ大統領は、最近すべての法執行当局に対し、ケニア国内の模倣品を取り締まり、模倣品を発見し次第できるだけ速やかに破棄するよう命じる指令を発行した。

ケニアには、国境や市場を模倣品から守ることを責務とする機関が3つあり、それらは互いに独立している、と記事は指摘する。その3つの機関とは、ケニア歳入庁、ケニア基準局および模倣品取締機関(ACA)である。ACAはケニア市場に持ち込まれる模倣品やすでに市場に存在している模倣品の特定と押収を所管する機関で、上の3つの機関のうち最も重要であるため、この記事では中心的に扱われている。

記事によれば、ケニアにおける模倣品対策には2つの主要な戦略があるという。ひとつは、まずブランド権利者が調査会社に調査の実施を指示し、その後で正式な告発によって模倣行為の証拠をACAに提出させるというものである。ACAが事件の存在を確信した場合、捜査押収手続や強制捜査の実施に必要な手配を行うことになる。2番目の戦略は、ACAが先手を打って市場に潜入し、模倣品を販売している業者を突き止め、状況に応じて模倣品と疑われる製品を押収することである。被疑製品が押収された時点で、ACAは関連のブランド権利者に事件を通報する。

いずれの場合にも、その次の段階でブランド権利者は、正式な告発状、当該製品が模倣品である理由を説明する分析供述書、免責書など一定の書類をACAに提出することになる。その後、(押収の日から起算して)3か月の猶予期間がブランド権利者に与えられ、権利者はこの期間中に、当該事案に関して被疑者との和解を図ることになる。和解の際には模倣品の引渡、模倣品の出所の開示、再犯防止の保証、手続費用の支払が要求されることがある。所定の3か月以内に和解が成立しなかった場合、ACAは手続を進め、被疑者に対して刑事訴訟を提起することになる。被疑者が有罪と認定された場合、裁判所は問題の製品を破棄するために国に没収を指示し、被疑者には罰金が科され、5年以下の懲役刑が言い渡されることもある。再犯の場合、懲役期間は15年以下となる。

一方、ACA 設立の事実上の根拠となったケニア模倣品取締法（2008 年法律第 13 号）の最近の改正もニュースになっている。この改正の結果、ケニアは税関当局に商標を登録する制度を導入することになる。この登録は税関登録申請（*Customs Recordal Application*）と呼ばれている。今回の改正法を正式な法律とする署名は済んでいるが、同法の施行開始日はまだ発表されていないという点を認識しておくことが重要である。

税関登録申請の手続は非常に煩雑なものである。例えば、次のような情報提供および金銭の納付が要件とされる：申請人（ブランド権利者）に関する詳細な情報；商品が製造された国；商標が表示された製品のサンプル又は商品を明瞭に再現したデジタル写真；外国の公認ユーザーおよび/又は公認ディストリビューターの身元情報；ケニア商標登録証の認証済みコピー；所定の手数料の納付（複数の分類に登録されている商標の場合には個々の分類について料金が発生する）。

税関登録申請は申請の日から 1 年間有効とされ、有効期間満了日の 30 日前までに更新申請を行う必要がある。更新申請の際にも、商標登録証のコピーを改めて提出し、所定の料金を支払わなければならない。

税関登録申請が承認された場合、輸入された模倣品に関する限り、ACA の調査官は税関職員と同様の権限を持つことになる。税関登録申請によって ACA が模倣品の入国を水際で抑止することが従来よりも容易になるはずであり、それにより ACA の効率性が向上することが期待されている。

ナイジェリア — 登録局：活動の一時停止

我々が知るのところでは、ナイジェリア登録局の建物の修復が現在進められているため、登録局は一時的に活動を停止している。その結果、公的な告知（取り下げ通知等）が遅れる可能性がある。

南アフリカ — ニース分類

2019 年 2 月 25 日、南アフリカ知的財産庁（CIPC）登録局は、「商品およびサービスの国際分類」（ニース分類）第 11-2019 版が 2019 年 1 月 1 日以降に提出された商標登録出願すべてに対して遡及的に適用されることを明記したプラクティスノートを発行した。2019 年版は、2017 年 1 月 1 日に発効した同分類第 11 版の最新版にあたる。

スーダン — 商標関連の不服申立に対する管轄権が裁判所に移行

スーダン商標局は重要な管轄権の変更を発表した。それによれば、商標局に付属する不服審判部は解散され、登録官の決定に対する不服申立は裁判所に提起されることになる。つまり、登録局の拒絶に対する不服申立が従来よりも形式的で費用のかかるものとなり、弁護士の関与が要求されるということである。この変更は、現時点で商標局における不服審判の対象となっている出願にも遡及的に適用され、スーダンを指定国とする国際商標登録についても適用されることになっている。

これは一種の改正と見なされているが、実情を言えば、当局は単にスーダン知的財産法（1969 年法律第 8 号）第 16 条(2)の規定を字義どおりに実施する旨の決定を下しただけである。同条の規定によれば、出願を拒絶するか、無条件で受け入れるか、条件付き又は限定付きで受け入れるかは登録官の権限であり、それら登録官の決定に不服がある場合には「裁判所に不服申立を行わなければならない」とされている。

国際的な商標権者は、ケニア当局が模倣品対策に非常に熱心に取り組んでいることに満足するだろう。しかし、模倣品取締活動を効果的なものにするために、商標権者は今後自らの商標を毎年税関当局に登録する必要があるという事実は、あまり広く知られていないように思われる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 40

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。